

## 事例 3

**(株)ビル代行のリスクアセスメント**

～より多くのビル現場での実施を目指して～

(株)ビル代行 (編集部取材)

**導入の背景**

日本各地でビルの設備管理(写真:下)や清掃を行う(株)ビル代行(従業員約3,600人、本社:東京都中央区)は、2007年10月にリスクアセスメントの導入を決めた。

その背景は次のとおりであるという。

①全産業の労働災害発生件数は年々減少傾向にあるが、ビルメンテナンス業では増加傾向にあり、同社も例外でないこと。

②同社傘下のグループ企業「(株)アトックス」(原子力発電所の保守管理業務を担当)が、リスクアセスメントを2006年から実施しており、(株)ビル代行の代表取締役社長・矢口敏和氏(写真:33頁右上)が、その実施状況をみて、労働災害や作業のミスを防止するために有効で合理的な手法であると判断したと。



設備管理作業のようす

③2006年に施行された改正労働安全衛生法でリスクアセスメントの実施が事業者の努力義務とされたこと。

④労働災害防止のノウハウを持ったベテラン担当者、いわゆる「団塊の世代」の退職により、安全衛生管理の手法の伝承が十分になされず、これが安全衛生水準の低下を招き、従業員の安全確保や、ひいては顧客からの信頼の維持に支障をきたすのではないかとこの危険があったこと。

**実施手法と体制**

2007年10月に矢口社長の指示により導入が決められ、その後、本社の安全衛生委員会などで具体的な実施方法について検討が重ねられた。

翌2008年春には都内の2つのビル現場を選んで、そこで試行的に実施した。この結果を踏まえ、同年10月に「リスクアセスメント実施規定」を定め、まずは全国の一定規模以上の35の現場で実施することとなった。

「実施規定」に示されているリスクアセスメントの進め方は次のとおり。

①作業手順書や過去の災害事例などを参考に、危険有害要因が存在する作業を選び出し、発生する労働災害の内容を予想する。

②発生が予想される労働災害の重大さを「リスクの大きさ」とし、「大・中・小」で見積もる(表1)。

③危険有害要因に接近する頻度を「危険有害要因への接近頻度」として「多・中・少」で見積もる(表2)。

④危険有害要因に接近したときに「労働災害

表1 リスクの大きさ

リスクの大きさ	リスクの大きさの内容	評価点(1)
大	死亡、失明、手足の切断等の身体に障害の残る重篤災害につながる危険がある場合 (例) 一度に3人以上の被災者を伴う場合 1カ月以上の休業災害の場合 公衆災害の場合	10
中	休業して医療機関の治療を受ける必要が生じる危険がある場合 (例) 一度に2人以下の被災者を伴う場合 1カ月未満の休業災害の場合	5
小	不休災害ではあるが、治療をする必要がある危険がある場合	1

表2 危険有害要因への接近頻度

接近頻度	接近頻度の内容	評価点(2)
多	日常的な通常作業の中で頻繁に危険性または有害性に接近する場合 (例) 1日に1回程度	1
中	点検、清掃作業等で時々危険性または有害性に接近する場合 (例) 週または月に1回程度	0.5
少	修理、メンテナンス等の保全作業等で、まれに危険性または有害性に接近する場合 (例) 半年に1回程度	0.1

が発生する可能性」を「高・中・低」で見積もる(表3)。

⑤上記②③④で得られた評価点を掛け合わせ、その数値を「総合評価点」とし、これによりリスク低減措置の要否を決定する(表4)。

⑥リスク低減措置の検討と実行。

上記の実施を統括するのは、本社や支店、営業所で複数の現場を管轄している部門長で、「実施統括者」と呼ばれる。その権限と責任は、①リスクアセスメント実施の推進、②リスク低減措置の優先度の決定、③リスクアセスメントへの社員の参画の指示、など。

各現場では、同社社員である現場責任者が「実施管理者」として、リスクアセスメントの進行管理に当たる。また、自らもほかの社員とともに、リスクアセスメントの実施に参画する。

実施管理者は、リスク低減対策の検討を終

表3 労働災害が発生する可能性

発生の可能性	労働災害発生の可能性の内容	評価点(3)
高	発生が確実な場合 (例) 作業標準、標識等は作成されているが安全装置等の防護装置がない、またはあっても相当不備な場合。	1
中	発生の可能性がある場合 (例) 防護柵、カバー等があるが、危険領域への侵入または発生個所への接触が否定できない場合。	0.5
低	発生の可能性がほとんどない場合 (例) 防護柵、安全装置等が完全で、危険領域への侵入が困難な場合。	0.1

表4 総合評価点の算出と、リスク低減対策の要否の判定

総合評価点=(1)×(2)×(3)

総合評価点	リスクレベル	リスク低減措置対策の要否の判定
5～10	Ⅲ	速やかなリスク低減対策の実施が必要
1～4	Ⅱ	必要一定期間以内にリスクの低減措置対策が必要 またはその作業の実施に対し一定の管理が必要
1以下	I	当面はリスク低減対策を講じなくてもよい または必要に応じてリスク低減対策を実施する。

了した時点でその内容について実施統括者の承認を受ける。また、本社や支店の安全衛生委員会に実施結果を報告する。

なお、同社では、昨年10月以降、安全衛生推進者の講習を受講して修了した人を現場に配置することを進めている。各現場でリスクアセスメントの実務を担当してもらうためである。

## 周知と教育

前記のとおり、2008年10月に「実施規定」を定め、全国35現場での実施が決められたが、その一方で、社員に対する周知・教育も行われてきた。

同年9月に実施された全社安全衛生大会(写真:33頁左上)(支店長や営業所長、現場の責任者など110人が参加)では、大会冒

設備 区分 番号	作業 区分	作業 区分	作業名	危険性または有害性の発生の恐れのある災害 (～なので、～して、～(事故の種類)になる)	災害 類型	リス ク 見 積 り				リスクレベルの低減対策				低減対策実施後のリスク見積り			
						リスクの 大きさ	接近 頻度	可能性	総合 評価点	リスク レベル	総合 評価点	可能性	接近 頻度	リスクの 大きさ	接近 頻度	可能性	総合 評価点
1	その他	不定期 作業	看板取付 作業	大学のオープンキャンパス準備のため、正門に看板を取り付ける作業をしていたときに、作業の連携ミスにより看板が作業員の足に落下して右足親指を骨折する。	落下	中 (5)	少 (0.1)	高 (1)	0.5	I	① 作業時には安全靴の着用を厳守させる。 ② 複数人数で作業を実施する場合には、作業責任者を決め、作業腕章を着用させ、関係者相互間の作業の安全を確認させる。 ③ 作業前ミーティングで作業手順および安全確認について関係者に周知する。 ④ 被災して最も苦しむのは自分と家族であることを再認識させ、防災意識を高揚させる。	中 (5)	少 (0.1)	低 (0.1)	0.05	I	
2	建築	不定期 作業	ドアの修理 作業	通用口の玄関ドアクローザー交換作業中にドアが動いて脚立に当たり、その反動で脚立が動いたため転落し、頭部を裂傷および打撲くする。	転落	大 (10)	中 (0.5)	高 (1)	5	III	① ドア交換の作業時にはドアにストッパーをつけることを厳守させる。 ② 脚立使用時の安全作業の基本を再教育する。 ③ 状況の許す限り、原則として脚立作業は2人作業とさせる。	大 (10)	中 (0.5)	低 (0.1)	0.5	I	

業務 区分 番号	区域 区分	作業 場所	作業名	危険性または有害性の発生の恐れがある災害 (～なので、～して、～(事故の種類)になる)	災害 類型	リス ク 見 積 り				リスクレベルの低減対策				低減対策実施後のリスク見積り			
						リスクの 大きさ	接近 頻度	可能性	総合 評価点	リスク レベル	総合 評価点	可能性	接近 頻度	リスクの 大きさ	接近 頻度	可能性	総合 評価点
1	日常 共用	玄関 ホール	自動ドア 拭き上げ 作業	1階主出入口の自動ドアの拭き上げ作業中に、自動ドアが閉まり、指をはさみ込んで右手薬指を骨折する。	はさ まれ	中 (5)	多 (1)	中 (0.5)	2.5	II	① 自動ドアの清掃時には必ず電源をOFFにして作業する。 ② 自動ドア清掃時の電源OFFについては、関係先の事前了解を得ておく。 ③ その上で、自動ドア清掃作業計画を施設管理者側に事前提出し、電源OFFを要請する。	中 (5)	多 (1)	低 (0.1)	0.5	I	
2	定期 共用	洗面場 トイレ	壁拭き作 業	ビールケースを2段に積み重ね、洗面場・トイレの高所壁拭き作業で足を踏み外して転落し、右足首を骨折する。	転落	中 (5)	多 (1)	中 (0.5)	2.5	II	① 高所の壁拭き作業には、脚立を使用する。 ② 高所作業の基本について再教育する。 ③ 被災して最も苦しむのは自分と家族であることを再認識させ、防災意識を高揚させる。	中 (5)	多 (1)	低 (0.1)	0.5	I	

表5 従業員教育用の教材から。様式への記載例が示されている(編集部で一部改変)。左は設備管理業務。右は清掃業務。



2008年9月に開催された全社安全衛生大会

頭に矢口社長が、今後の方針として「労働安全衛生の充実を図り、顧客が満足するサービスを提供するためには、労働災害を根絶する対策の確立が不可欠であり、そのため、労働安全衛生法が努力義務として定めるリスクアセスメントの手法を全社に展開していく」と述べた。

また、リスクアセスメントを主管する本社営業管理部の担当者が具体的な進め方を説明した。さらに、「職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、災害ゼロから危険ゼロを目指し、安全で快適な職場へ進化させます」などを内容とする安全衛生方針が宣言・確認された。10月以降は、営業管理部の担当者が、実施が決まった現場に出向き、同部で作成した教材（表5：前頁）を使って、教育に当たった。

## 今後の展開

各現場からは、今年の3月末までに実施結果が営業管理部に報告された。ビルメンテナンス業という業種のため、リスク低減措置として設備の改善は難しく、作業方法・手順の改善に片寄りがちだが、なかには、ビルの



取材に応じていただいた方々。前列左から、矢口敏和氏（代表取締役社長）、石田藤照氏（専務取締役営業本部長）、後列左から加藤裕二氏（営業管理部主事）、小野幹夫氏（営業本部営業管理部長）、竹花三記子氏（営業管理部）。

オーナー（顧客）に設備改善を要望して了解を得たという例もあったという。

同社では、今年度以降、順次、実施現場を拡大し、最終的には、同社の責任者が常駐するすべての現場（約140カ所）で実施することを目指している。

なお、営業管理部では、今回の実施結果を全国に配布する予定である。これから導入する現場で役立ててもらうためだ。また、今回報告された「リスク低減措置」を多くの現場で労働災害防止の参考にしてもらうという目的もある。

### ●現場の力を強くする

ビルメンテナンス業は、多くの作業現場が点在し、設備の状況や作業方法が現場ごとに異なる。本社が号令して統一的な安全衛生管理を行うには限界がある。安全衛生の水準を向上させるには、個々の現場の力を強くすることが求められる。

このような考えから同社では、今後、各現場におけるリスクアセスメントなどの安全衛生活動を一層活発にし、かつ充実させるため、一定規模以上の現場に安全衛生委員会を段階的に設置していく方針である。